

○東京藝術大学協力研究員の名称付与に関する規則

〔 令和 7 年 6 月 19 日
制 定 〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、本学における特定プロジェクトの研究業務を委嘱された研究者に対し、協力研究員の名称を付与するにあたり必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において「協力研究員」とは、本学における特定の研究を推進するための知識と経験を有し、推薦教員のもと、研究、調査等に協力する研究者をいう。

2 この規則において「部局等」とは、事務局、美術学部、音楽学部、大学院映像研究科、大学院国際芸術創造研究科、附属図書館、大学美術館、社会連携センター、未来創造継承センター、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、保健管理センター、芸術情報センター、芸術未来研究場及び芸術未来研究場に置かれた横断領域をいう。

3 この規則において「部局長等」とは、前項の部局等の長をいう。

(協力研究員の範囲)

第 3 条 協力研究員は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 各部局等において研究業務を委嘱された者

(2) 前号に準ずる者で学長が特に認めたもの

(協力研究員の資格基準)

第 4 条 協力研究員は、前条の規定により業務を委嘱され、本学において研究に従事する者で、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士以上の学位を有する者又はこれに相当すると認められる者

(2) 研究上又は実務上の業績が前号の者に準じる者

(3) 芸術の分野においてすぐれた業績をあげ、研究上の遂行能力があると認められる者

(推薦教員)

第 5 条 協力研究員の名称付与にあたっては、推薦教員を定めるものとし、当該推薦教員は、当該協力研究員が主に研究を行おうとする部局に所属する専任教員とする。

2 推薦教員は、協力研究員が本学で活動するために必要に応じた助言を行うものとする。

(協力研究員の選考)

第 6 条 協力研究員の選考は、各部局等の教授会（大学美術館にあっては、美術学部教授会、言語・音声トレーニングセンター及び演奏芸術センターにあっては、音楽学部教授会、社会連携センターにあっては、社会連携センター運営委員会、未来創造継承センターにあっては、未来創造継承センター運営委員会、芸術情報センターにあっては、芸術情報センター運営委員会、芸術未来研究場にあっては、芸術未来研究場運営委員会、芸術未来研究場に置かれた横断領域にあって

は、別に定める各横断領域の運営に係る審議機関とする。以下同じ。)の議を経て部局長等が行い、別紙第1号様式により学長に報告する。

2 教授会は、協力研究員の名称を付与しようときは、その者について、履歴、研究業績を十分に事前に調査するものとする。

(名称付与の期間)

第7条 協力研究員の名称付与の期間は、業務を委嘱されている期間であって、一の会計年度を限度とする。

(通知)

第8条 協力研究員の名称を付与するときは、別紙第2号様式により本人に通知するものとする。

(施設等の利用)

第9条 協力研究員は、部局長等の許可を得て、本学の施設及び設備を利用することができる。

(知的財産の取扱い)

第10条 協力研究員が、本学において行った研究活動により生じた知的財産の取扱いは、東京藝術大学役職員等の発明等に係る知的財産権の取扱規則に準ずる。

(規則の遵守)

第11条 協力研究員は、本学の諸規則等を遵守しなければならない。

(名称付与の取消し)

第12条 学長は、協力研究員が病気その他の事由により研究を続けることが不適当と認められるとき、進捗状況により研究の早期終了等が行われたときは、当該部局長等の意見を徴した上で、付与を取り消すものとする。

2 協力研究員の名称を付与された者が、前条に違反した場合、本学の名誉又は信用を傷つけた場合等その適格性を欠くに至ったときは、名称付与を取り消すことがある。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、協力研究員に関する必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和7年6月19日から施行する。

第1号様式（第6条第1項関係）

〇〇〇〇第〇〇号
(元号) 年 月 日

東京藝術大学長 殿

(部局等名)
(部局長等名)

(公印省略)

協力研究員の名称授与について（報告）

下記の者を協力研究員として選考しましたので報告します。

記

- 1 氏名（ふりがな）
- 2 生年月日・性別
- 3 所属機関・職名（あれば記載）
- 4 最終学歴・学位
- 5 名称付与期間（業務委嘱期間）
年 月 日から 年 月 日まで
- 6 委嘱された研究業務の概要
- 7 推薦教員の職・氏名
- 8 その他（上記以外の特記事項）
 - ※ 名称付与期間（業務委嘱期間）が6月未満の場合は、協力研究員の名称を付与したい理由を記すこと。
 - ※ 名称付与期間と業務委嘱期間が異なる場合はその理由を記すこと。

【添付書類】履歴書、研究業績

第 2 号様式（第 8 条第 1 項関係）

〇〇〇〇第〇〇号
(元号) 年 月 日

(氏名) 殿

(部局等名)
(部局長等名)

(公印省略)

協力研究員名称付与について

下記のとおり東京藝術大学（部局等名）協力研究員の名称を付与する。

記

名称付与期間（業務委嘱期間）

年 月 日から 年 月 日まで

以上